総合安全学の試み

和泉利和* · 犬塚潤一郎

* Boston InvesTek Inc. · 生活文化学科

Synthetic Approach to Actualize Safety Today

Toshikazu IZUMI * · Jun-ichiro INUTSUKA

* Boston InvesTek Inc. Department of Human Sciences and Arts

Safety or relief is one of the most interesting categories for our human life today. Human and the civilized communities have developed many kinds of mechanism, structure and scheme to actualize safety life. However technology, especially IT technology has gotten complex and sophisticated over the level which we foresaw. While the relationship between the structure of society and individual human has changed its nature from the past, we think that we should rebuild the new structure between the method of thinking for safety and its approaching.

During the writing, we set up the conception which is named as Synthetic Approach to Actualize Safety Today, and the capability to evolve the concrete instructional program. Simultaneously we prepare a part of contents of learning course which we suppose.

Key words: Safety 安全,Information technology IT,Violence 暴力,Synthetic field 総合領域,Instructional program 教育プログラム

今日の生活において、安全・安心は大きな関心領域のひとつである。現代の文明社会は、安全な暮らしを実現するように様々な仕組みを発達させてきたが、技術の発達がある一定の段階を越えて複雑化・高度化し、また社会の仕組みと個々の人間との関係が従来とは異なるものに変質しようとするときに、安全というものへの考え方と対処法とについて、新たな構造を対応付ける必要があるものと考えられる。

本稿では、総合安全学と名付けた研究の構想と、具体的な教育プログラムへの展開可能性について、想定科目の内容の一部を例示しながら提起するものである。

1. 相互関係学としての安全学の構想

地球規模の気候の変化によってもたらされる天災と、流通のグローバル化を通して身近になった食品安全性の問題、あるいは稠密電子技術とワイヤレス機器の普及による電磁波の身体への影響の問題や、日常的な生活圏内で起こりえる突発的な暴力事件にまきこま

れる可能性、保険・年金・株式など金融商品が組み込まれた財政生活のリスク、雇用形態の変化がもたらす生活経済のリスク、業務及び個人についての情報漏えいのリスク、家族・親子・友人・コミュニティなど人間関係のストレスがもたらす心理的リスクなどなど、現代的な生活を安全性/リスクの見地から見ると、そこには様々な諸相があり、互いにスケールや領域を異にしながらも相互に関係し合っているという状況が見えてくる。

そしてこの相互関係性については、天災が保険と、 食品が経済と、情報技術普及が人間関係となど、複数 の領域のあいだにみられる技術的な関連性のみなら ず、あらゆる要素が結局のところは一人ひとりの生活 の上に総合されるという事実の上で、認めなければな らないことである。安全という研究対象を設定するう えでは、相互関係性を対象の本質的な特徴・構造とみ なすべきであると考えられる。

人間社会は長い年月をかけてそれぞれの状況に適応 するようにリスクに対処する技術、制度、法、組織を 開発・整備してきたのであり、文明化の名で呼ばれる その成果は目覚ましいものである。しかし、今日の社 会の高度化、複雑化は、リスクの質や種類を従来とは 異なるものに変化させている。さらに、グローバル化 がその影響の垣根をなくし、生活スタイルの分散・個 別化が、集合的対処を難しくしている面もある。今日、 リスクとその対処、安全性の実現について検討するに あたっては、対象自体の成立ち(問題構造)について、 従来とは異なるモデルにおいて捉える必要があるので はないだろうか。

本稿では、安全の問題を、安全課題となる個別対象 領域の相互関係性、および安全にかかわる主体間の相 互関係性の両面からとらえ直し、具体的な安全性実現 のための方策について検討することを目的としたい。

1. 1. 安全の総合性と主体性

社会における安全性の実現という課題について、ど の社会成員がリスクに対応する責任を担うのか、とい う責任主体の点から考え直したい。

まずリスクの種別から見れば責任主体が大きく弁別 されることは容易にわかる。結局のところ安全が脅か されるのは個々人であり、自分の安全性確保のために は当事者である当の本人が最終責任を持たざるをえな いとしても、災害のスケールや複雑さが個人の対応 能力をはるかにしのぐものであることも少なくない。 ジャン=ジャック・ルソーを引くまでもなく、政府 (主権、機能、組織としての) はそのためのものである。 そして、現在の産業社会においては、社会を構成する 主要なプレイヤーとしての企業の働き (主権性) を論じないわけにはゆかない。

以上の個人、政府、企業を主要な要素として、相対的に役割を小さくしつつある伝統的な家族と地域、そして社会の情報化のうえで生まれつつある新たなネットワークを加えて、社会の主体関係を捉える今日的社会学の構図は、ここでも共通のものであろう。以下に、各主体がどのようなことを担うのかを整理しながら、今日的な安全の成立構造を主体の面からとらえ直したい。

1. 2. 政府という主体

天災など自然環境からもたらされる災害に対しては 政府がその対策責任を負い、災害を未然に防ぎ、被害 を最小限のものに食い止めることを目的として、土木 工事による自然環境の改造や土地利用制限を定める法 と許認可制度、および気象の変化や地震の発生につい ての予測と広報、災害時の避難誘導計画策定や、救援 組織の運営、復旧に向けた財政的措置などの手段を持 ってそれにあたっている。

このような政府の働きは、人為的な災害である火事や交通事故などによる財産や身体への被害を少なくすることにも向けられている。天災に対する場合と同じように、予防から発生時および事後の対処に応じて、法規制や制度、組織の整備が進められてきた。

しかしそこには、天災の場合と比較して事業者の係り合いの割合が大きく増してくる。たとえば不動産開発会社や住宅メーカー、あるいは自動車会社や保険サービスなどの金融事業者などである。企業の行う事業それ自体が内包する災害・事故の可能性への対処、あるいは対処法の事業化など、企業の事業活動自体が直接的に安全の実現へと結びつくものが多くなってくる。その場合に、企業の事業行動指針は、政府が定める規制の枠に従うことなのか、あるいは積極的にリスク対応・安全性実現の主体性を担うものなのか、ということがあらためて問い直されるだろう。

1. 3. 企業という主体

まず、企業が事業を遂行すること自体が内包する危険性への対処についてみてみよう。代表的なものは工場従業員の作業安全の確保という課題である。日本では、1916年の工場法の施行から、47年の労働基準法の公布、72年の労働安全衛生法の公布など、政府による法整備が進むこととともに、企業側でも"安全管理"の概念のもと、体系的な対応が進められてきた。それは、①設備管理(生産設備・機器の整備)、②作業・動作管理(作業・動作基準の設定と保護具の採用)、③保守管理(整理点検、防災施設整備、避難救急体制整備)にまとめられる。さらにその実施運用に際しては、①安全管理計画の策定、②管理者の選任、③安全点検基準の制定、④継続的な点検評価・改善の実施という、具体的な組織行動化が対応することになる。

"管理"という概念がそれを実行する主体を内包するように、法・制度が示す枠組みに対して、個別の事業者主体である企業がそれぞれに具体的な安全性実現のための理念・計画・組織・行動指針を主体的に策定・

実行するという全体構造になっている。さらに、安全の実現のためには従業員である個々人の意識と技術が不可欠であって、教育・訓練がそれに伴うことになる。そして"教育"が学習者という主体を前提とするように、職場は安全性を実現するための主体としての従業員を作り上げることにもなる。

また一方、企業の提供する製品・サービス自体に内在する危険性についても、同じように法的規制と企業の対応との関係があるが、ここでは、企業においては少なくとも2つのレベルがあることに注目したい。製品・サービスの販売・提供の段階と、開発の段階の2つである。

1. 4. 企業活動における主体としての企業人

販売・提供にあたっては、自動車における操作機構 や制動装置における欠陥や、食品における異物混入や 消費期限問題などにもみられるように、法規を守るこ とと購入者に対する約束(契約)にあたる製品仕様・ サービス内容の品質の実現が安全性にかかわる。事故 が発生した場合の対処だけでなく、欠陥が発見された 場合のリコールなど、事業の遂行体制そのものに品質 管理と安全管理という責任が伴うことになる。

経営責任者のみならず、使用者あるいは一般の人々の身体、生命、財産に危険を与えないことは、事業の遂行にかかわる企業人すべての責任と考えられるが、一方で、新しい製品・サービスの開発担当者には、これまでにないものをつくりだすという意味において、価値創造とともに新たな危険性を生み出すこととしての、販売・提供とは区別すべき責任があるものと考えられる。

新たな製品は新たな意味価値を提供するとともに、 新たな危険性をも含み、社会の新たな構成要素となる ことによって社会の他の要素とどのような関係性を備 えるに至るのかということを想定することが、設計の 主要な課題となる。つまり価値(プラスもマイナスも 含めて)を設計するということは、製品自体の内部構 造設計のみならず、製品と既存社会との相互関係性を 設計することに他ならない。特に成熟市場では、差異 性が製品特徴の多くを占めることになり、後者の他と の関係性の創造が設計の主たる領域を占めるようにな っている。今日の開発担当者は、設計段階で、提供価 値を構想するとともに安全性を構造的に組み込む責任 を負う主体なのである。

以上のように、社会における安全性に対する責任は、政府、企業、経営責任者、従業員(業務担当者)、開発担当者など、複数の担い手(主体)により、構造的に成り立つことが分かる。特に、今日の産業社会では、社会成員としての企業の果たす役割が他に比べて突出して大きいことが特徴である。さらに、今日の事業内容・生産物が、技術的に高度化・複雑化していることから、事業遂行の個々の担当者、特に開発担当者の個人としての役割が従来よりも飛躍的に高まっているものといえる。その責任は、従来の意味での企業の一従業員としての義務の範囲を越えて、専門家の公的責任の範疇に重なるといえるものではないだろうか。

1. 5. 専門家としての企業人

現代でも医師の倫理規定として参照されることのあるヒポクラテスの誓いには、医者の公的な倫理を示すものと考えられる条項があるが、それは今日、専門職とされるあらゆる事業従事者にも相当することであろう。

私は能力と判断の限り患者に利益すると思う養生法をとり、悪くて有害と知る方を何びとに対しても決してとらない。

I will prescribe regimens for the good of my patients according to my ability and my judgment and never do harm to anyone. (Hippocratic oath, National Institutes of Health NIH, 米国, 2002 年より)

ここに示されているのは、専門家としての行為が、自身の能力と判断においてなされるものであり、また対象が不特定(一般)であるということにおいて公にかかわるものであるということである。さらに"誓い"は、誓う者の一人称として、つまり専門家が自身の意識として公に宣言するものであることが、この内容が普遍命題としてではなく、個々の責任主体の問題であることを明確に示している。

古代民主制社会においてすでに定式化された専門家の公的使命は、今日の高度技術化社会において、より一般化される必要があろう。社会的な責任主体としての企業のあり方については今日、企業の社会的責任 Corporate Social Responsibility の名で一般に認知されるようになりつつあるが、個々の事業従事者がその専

門的業務の遂行において、社会的責任を担う主体であることの意識も、今後一層問い直されるべきことであるう。

このように、企業及び業務担当者の責任についての 明確化が一層進む社会において、安全性に関しての新 たな脅威が次々に、また不規則な様相を呈して現われ 続けていることをどのように考えるべきなのであろう か。

1. 6. 複雑性と生活者の主体性

企業及び業務担当者における能力の未熟あるいは劣化をその原因として、法的規制を厳しくして企業の自己管理能力を高めるべく進めることもその対応の一つであるが、一方、製品の技術的内容、サービスの実現構造など、今日の企業活動の対象自体が内的に複雑化していることを原因としてみることから問題性を捉えなおすこともできるのではないだろうか。

関連する要素の数が多くなると結果が予測不可能になることは、よく知られた複雑系 complex system の科学の命題の一つであるが、今日の産業社会における生活はその域に近づきつつあるといえるのではないだろうか。それは製品自体の製造過程だけでなく、実際に使用される場面の構成のされ方の複雑化である。開発・製造・流通の個別の担当者だけでは可能な組み合わせのすべてを想定することが難しいだけではなく、すべてを見通すことのできる存在がどこにもありえないという事態である。

複雑系の科学が一般にもたらした認識は、多数の因子間の相互作用があるために還元主義の手法によって全体の未来の振る舞いを予測することが困難な系が日常的に存在することである。単体としての工業製品や単純なシステムにおいては有効であった、従来の工業技術における設計の段階でのフェールセーフ設計 failsafe design (故障の発生時にもシステムの安全性が確保されるよう配慮された設計)やフールプルーフ fool proof (人為的な誤操作や過失によっても安全性が保たれるよう配慮すること)によっては、製品・システムが他の多くの製品・システムと相互関係している状況に対しては、もはや対処できない。そのような構造的な変化が訪れつつある現実に、社会は向かいつつあるのではないだろうか。

このような状況に対しては、安全性の実現責任に

ついて、政府、企業、事業担当者 = 専門家に対して、 従来(近代・工学)の主要パラダイムである還元主義 を越えた認識と対処手法についての研究開発、および 担当者への教育プログラムの提供が構想されるべきで あると考えられる。

また一方、上記主体に加えて、生活者という主体を加える必要を導くこともできる。従来の生産消費モデルにおいて生産の対極におかれた消費の主体(その語の意味において矛盾する可能性もある存在)は、今日の生活者主体のマーケティング概念やネットワーク社会モデルによって、対極的でなく循環的なモデルによって捉えなおされるようになった。生活者とはそのようなモデルによって措定される新たな主体である。

このことには、今日の地球環境問題のような人類の スケールで見ても最大クラスの巨大な課題に対して、 各国政府、企業という責任主体に加えて、一般市民で ある個人がその生活の上で責任を負うことが、ほぼ日 常的に語られ意識させられることとパラレルな関係に あるとも考えられよう。

このようにしてみてくると、新たな安全学の対象には、専門家(企業人)における社会責任対応の領域と、生活者における総合的で場面的な状況への対応の領域とがあることが想定されることになるが、本稿では以下、主に生活者の総合的状況を取り上げることにする。

1. 7. 生活主体と教育

もちろん、安全が結局のところ個人の生に関係する 以上、個々人に必要な知識や技術、生活習慣を身につ けさせる仕組みはそれぞれの社会に歴史的に存在して きた。それは親から子へ、地域から個人へのように、 先人の生活の知恵の伝授のようなものから組織的な安 全教育まで、時代や社会のそれぞれの状況に応じなが らも共通して行われてきたことであると考えられる。

今日では、初等中等の学校教育において、衛生や交 通安全についての指導や学校事故の防止のための教育 が正規に行われている。また、科目的な専門性の上か らは、社会科、理科、保健体育科などの各教科が、法 や経済などの社会科学、物性や化学物質、生体、気象 などの自然科学、身体生理や心理などの健康科学等の 知識として教育されている。

さらに知識・技術の個別内容にとどまらず、生命を 尊重する思想や、将来の事態を予測し主体的に対処し てゆける判断力や行動力の涵養が、学校教育の目標と されている。

このような、安全性を担う主体としての一人の市民、 生活者における教育の必要性とその内容は、今日の高 度社会では、高等教育にまで広げる必要があると考え られよう。

もちろん高等教育が個別的な専門性にその特徴があり、また高等教育機関は社会に専門家を人材として排出する社会責任があることを前提とすれば、ここで想定される安全についての学は、総合学としての学的特徴と教育課程での専門性を持つとともに、新しい時代・社会における一般の学生に共通の教養科目のひとつとしての位置づけを与えられるべきであろうことが想定される。

本稿では以下、総合的な教養科目としての「安全学」 の構想を想定しながら、その個別教育内容について具 体的に検討したい。もちろん総合学では個別領域の相 互関係性の取り扱いが学的手法の中心をなすものであ るが、現時点ではまだ関係の全体を精密に論じる研究 段階になく、その準備にあたる個別領域から、当初課 題としている2つの領域、身体への危険(暴力)と情 報生活の危険について、予備的整理を行うものである。

2. 科目内容の構想のために

安全を考慮すべき領域は様々にあるが、前節にみたように、それぞれの領域ごとにある特定の対処方法論へと還元主義的にアプローチしてゆく方法は、構造的に適切なものとはいえない。生活の諸相を全体に取り扱う方法がない以上は個別の領域ごとに対象としてゆかざるを得ないのであるが、その個別の領域ごとに総合的なアプローチをとることにすべきであろう。

天災、交通事故、業務災害、食品汚染、遺伝子操作、化学物質、電磁波、暴力事件、誘拐、痴漢、金融損失、失業、情報漏えい、家庭崩壊、人間関係ストレス、精神障害などなど、日常生活に危機をもたらすことがらは無数にまた非体系的にあるようにもみえるが、それはこの問題が経済現象と同じように社会現象であることによるものである。本質的に相互関係的で、状況的であることを特徴としている。そこで、今日の社会構造を象徴しているとみなしうる事件、あるいは問題領域をいくつか設定し、それぞれの間に重複する要素を

含みつつ、方法的には個別に取り組むやり方を想定することができる。

研究の端緒としてまず、今日の社会に固有なテーマとなる問題領域をいくつかあげてみるとすれば、例えば暴力事件、情報生活、雇用と財政、環境と遺伝技術、食品と健康、家庭の維持、老後の生活などを想定することができるだろう。それらの内容を個々にみてみると各々が次のような複合領域の課題であることが分かる。

- 暴力事件
- (青少年凶悪事件や市中での窃 盗事件の増加、突発的な傷害 事件などの被害者となる危険 が注目されている)
- ▶ 教育、学校制度、家庭経営、グローバル化、 雇用不安、貧困、ストレス…
- 情報生活
- (コンピュータやインターネットの利用が生活と仕事の実態に深くかかわるようになり、情報阻害、情報漏えい、人間疎外、心身不調などの問題や、コンピュータ・ウィルス、詐欺などの被害者となる危険が注目されている)
- ▶ IT、情報管理、コンピュータ・ウィルス、詐欺、業務組織、雇用、人間関係、発達、心身相関、ストレス、電磁波…
- 雇用と財政
- (安定的と考えられてきた会社 との雇用関係が流動化し、ま た不動産バブルや金融危機に 象徴されるように財務基盤も 不安定化し、個人の経済生活 が危険を内包している)
- 事業組織、グローバル化、仮想企業、知識 産業、雇用形態、金融商品、財務計画、家族、 老後…
- ■環境と遺伝技術 (地球温暖化に象徴されるよう に、都市文明型の生活スタ イルは危機にひんしている一 方、先進国市場では敬遠され

ている GM (遺伝子組み換え 作物) の世界的規模での拡大 がみられる。地球あるいは人 類という生物種におけるマク 口な危機が、ミクロな個人生 活に直接的に関係している)

- ▶ 地球科学、環境学、エコロジー、遺伝子工学、生命情報学、産業社会、消費、リサイクル、グローバル化、種子産業、水資源、エネルギー…
- 食品と健康 (メタボリック・シンドローム のように、生活習慣病の社会 的コストが増大する一方で、 食品偽装や化学物質混入など、食の安全を担う食品産業 に対する基本的な疑念が生じるなど、食生活を社会構造的 に見直すこととともに、生活者個人のレベルでの対応能力が問われている)
 - ▶ 生活習慣病、栄養学、食品産業、グローバル 化、生化学、食品衛生法…
- ■家庭の維持 (シングルマザーや独居家庭の増加、あるいは離婚率の上昇、育児放棄、不登校、引きこもり、ニートなど、伝統的な家族・家庭のモデルがあてはまらずに流動化している社会現象がみられる。家庭の危機をどうとらえ対処すべきであるのか)
 - ▶ 家族観、家族制度、家庭の経営、女性の社会 進出、雇用、学校教育、子ども、婚姻、恋愛 観…
- 老後の生活 (高齢化社会を迎え、多量の退職者が生まれはじめているが、今後、健康・住宅・収入・人間関係・アイデンティティなど、様々な危機状況が予想

される)

▶ 仕事、社会参画、地域経営、NGO/NPO、金融商品、住宅市場、文芸、レジャー、家族/ 社会モデル…

同時代の典型的な社会現象に注目して、その問題(危機)解決を総合的手法によって研究する方法が、ここでは構想される。上記に限らず、どのような領域を設定し、その問題構造をどのようにとらえるべきであるかが、今後の研究課題となるものである。

本稿では以下、上記の問題領域から、暴力事件と情報生活を取り上げて、研究のフレームワークおよび教育プログラム化にあたっての指針を整理することとする。

2. 1. 身体への危険:暴力からの安全

暴力からの安全は文明社会の基本的な特徴である。 しかし今日、突発的な暴力事件に巻き込まれる可能性が、都市生活の上で身近のこととして取り上げられるようになってきた。警察制度の疲弊や倫理観の低下、あるいは学校や職場における高ストレス社会化など、様々な解釈や方策が論じられているが、個々の生活者の観点からすれば、自分自身や家族、自分が保護責任を持つ人々を、いかにしてその危険から守るか、という実際的なことが第一の課題である。

以下ではまず、暴力とここで呼ぶものの内容を再定 義したうえで、具体的な対処について整理することに する。

2. 1. 1 暴力の基本構造

暴力については心理学及び社会学の領域において数 多くの研究がなされている。ここではまず、それらの 研究を参照しつつ、ここでの研究対象として取り上げ るべきもののおおよその定義を行っておきたい。

暴力とは攻撃行動 aggressive behavior として現われるが、それ自体としてみれば、善いとも悪いとも、価値判断を含むものではない。本研究では自分に向けられる可能性としての危険として想定しているが、攻撃行動それ自体は、個人においては障害に向かう積極的姿勢や自己主張でもあり、社会的にみれば権力に対抗する原動力でもある。

暴力を、人間性の面と社会性の面とに分けて、まず

整理してみよう。

人間性における暴力:

人間による攻撃行動は、身体的な攻撃行動だけでなく、言語的な攻撃行動のかたちをとるものもある。また、攻撃の相手に対して直接に働きかける場合と、相手にとって重要な人物や財産に危害を加える間接的な攻撃(衣服を破る、建物に火をつける、物を壊すなど)による場合がある。

このような攻撃行動は、動物にも一般にみられるので、攻撃行動の源泉が人間自体の内にもともと備わっているとする見方がある。「本能説」と呼ばれるものである。精神分析学のフロイト(タナトス、死の本能、破壊的で反生命的な性質)や比較行動学のローレンツ(種の維持と進化に貢献する有益な特性)がこの立場である。

一方、攻撃は内的な攻撃動機あるいは攻撃動因が刺激されることによって起こるとする見方もある。対して「動因説」と呼ばれる。ダラードの説(欲求不満一攻撃仮説)を代表にいくつかの修正説がある。なかでも、バーコウィッツ Berkowitz. L の攻撃手がかり説 aggressive cue theory が注目される。これは、欲求不満や挑発、怒りなど、攻撃への内的な動機を直接に行動に結びつけるのではなくて、そこに武器のような攻撃的な意味を帯びた手がかりが与えられることによって、攻撃行動が促進されるという説である。

このような理論上の仮説は危険回避という実際上の 問題においても重要である。相手の内面の情動が現実 の攻撃として現われるかどうかに、居合わせる場の状 況、きっかけを与えるようなもの(手がかり)がある かどうかが影響するのであるから。

さらにこの促進効果として、社会的な示範的効果に注目する説がある。つまり人間は、自らは経験しなくても、他者の行動を観察することによって学習すること(観察学習)ができ、さらに他者の行動をモデルとして自分の行動を形成する(変化させる)ことがある。つまりモデリング modeling である。バンデュラA. Bandura によるこの「モデリング理論」は、危険回避の予備的設計につながるものである。

たとえば今日、TVでの格闘技の放送や暴力的シーンのあるドラマ、戦争や暴力をテーマとしたTVゲームなどが数多くあるが、その社会的意味は上記仮説に

よって違ったものになる。本能説であれば、人間にもともとある攻撃性が、攻撃行動の映像を見ることによって解消される可能性、つまり一種の代償機構によって補われる浄化作用を認めることができるが、動因説ではそれがきっかけとなったり、モデリング理論によれば、それが自分自身の行動(暴力行為)として形成・促進させることになる。

もちろん心理学や行動学は実験的な知見なので、文 化構造の差異がさらに大きく影響するものと考えられ るが、これらのフレームワークは危険の可能性の制御 に有益である。

社会性における暴力:

暴力は、その発現の仕方にいくつかの説があるとはいえ、人間性と深く結び付いているという考え方は共通しているようである。哲学や思想の歴史を参照しても、理性と暴力の格闘の図式はいたるところに見出すことができる。また宗教的倫理にも、赦しや攻撃抑制の格率として多く現われる。

近代になって、政治の重要性が増してくると、マキアベリ (人間性としての暴力分析) が開いた道をホッブズ (人間社会の根源状態としての戦争の克服) が政治理論としてまとめあげ、後にルソーやカント、ヘーゲルは社会理論化する試みを続けた。 人民主権や国際連盟など具体的な社会体制や機構にも結び付いている。

このように、社会という枠組みからみれば、暴力は 権力との関係において考察されてもきた。国家権力は、 その大きな構成要素の必要として暴力装置をもつのだ という見方である。そこで一方、新秩序を成立させる のに必要な条件をつくり出すため、旧秩序を破壊する のものとして、暴力の倫理性が説かれる場合もある(G. ソレル『暴力論』Reflexions sur la violence)。図式化す ると、ブルジョアジーが国家機構を通じて行使する力 force に対して、プロレタリアートが革命の際に対抗 的に行使する力 violence の関係であり、前者の非倫理 性に対して後者の倫理性が説かれる。

このような、手段としての暴力の正当性が社会的なムードとして高まってゆくときには、先のモデリング理論とも合わせ、状況を暴力の可能性の高いものにしてゆくものと考えられる。たとえばテロリズム、あるいはテロリズム対抗組織など、メディアを通して報じ

られるものが、個人の行動モデルにつながってゆく構造である。

一方、権力と暴力とを対立的にとらえる(一方が完全に支配するところに他方は存在しない)見方がある。ハンナ・アーレントは、権力が確立されているところでは暴力が生ずる余地はなく、権力が解体するとき暴力は多発する、と説く(『暴力について』、みすずライブラリー、2000年)。権力が正統性を持ち、集合的で数を基盤とする時には暴力は必要ないのである。一方暴力は、固有の目的とその正当化を必要とするものであり、その意味で個別的・分散的である。

アーレントの説は、今日の、国家、社会組織(企業、学校)、家庭における明確な権力の喪失が、暴力を発生させやすくし、それまでは必要がなかった暴力に対抗する手段の必要を生んでいることをよく説明している。

見えない暴力:

また、第三世界における極度の貧困や飢餓、差別や 政治的抑圧、あるいは開発がもたらしている自然環境 の破壊など、主体がとらえどころのないままの、いわ ば今日の人間世界の構造がもたらしている構造的暴力 も、単に理論や概念ではなく、メディアを通して得ら れる映像的体験として社会で共有されている。

他方、このとらえどころのなさは、いじめのような、 ミクロなコミュニティにおける排除行為においても同 じように実感されている。

これらマクロ(地球)とミクロ(職場、教室)をつなぐ構造的な暴力の意識が、今日的な生活に危機感を潜ませている面がある。

2. 1. 2 暴力事件の分析と対処

以下では、対人的な暴力の危険からの回避を主要なテーマとするのであるが、このような教育プログラムにおいては、前節で整理したような、暴力とは何かということについて構造的・概念的にとらえておくことが方法的に重要であることを、あらためて強調しておく必要があろう。なぜなら、対人的で具体的な方策は、基本的に相手を危険な存在とみなし、排除するための意識、姿勢、行動方法であり、それ自体が暴力なのである。そのことが本人の周りとの人間関係、さらには本人の内面に対しても、明らかな影響を与えよう。

安易に護身の技術を与えるだけでは、本人を構造的 に危険な状態に陥らせてしまうと考えるべきである。 全体の概念枠組みの中で、方法や技術的要件を学ぶプログラム化が構想されねばならない。

また、自身を守る場合と保護者たる場合の違い、また危険な状況を作り出さないようにすることと危険な状況に陥ってからの対処とでは当然に異なってくる。

このような場合分けをしながら教育プログラム化を 図る。

暴力事件と今日の社会状況:

暴力事件の抑止や対策は、本来政府の警察機構の業務であり、個人としての市民が行うことには不適切な面が多々生じることになる。過剰な支出を伴うとか、守るつもりが相手を過剰に傷つけるとか、いじめなど自身が暴力の行為者に転化するなどである。この本来無理なことに取り組む実際的な必要は、例えば次のような数字からも見てとれる。

警察官の総人員の約7%のみが「生活安全」(防犯、犯罪捜査、未成年の指導、交通、いわゆる市民から見た警察の機能のほとんどの業務)に配置されているだけとされる。(つまり、1名の警察官が6,500人を守るという、数学的にありえない構造になってしまっている)。(清永賢二、『暮らしの防犯と防災』、93ページ、日本放送出版協会、2006年)

平成19年における強盗の認知4,567件に対し、 検挙率61.1%。また刑事犯の認知1,908,836件に 対して、検挙率31.7%である。(平成20年警察白書、10ページおよび8ページ)

警察の体制の量的な不備と、事実としての検挙率の低さが見て取れる。安全とされてきた日本社会の変化は、警察の弱体化によるものとみるべきではなく、アーレントのいうように、権力構造の変化に体制が応じていないことによるものであろう。それは、事件が発生した際に、旧権力側に立つ責任者が「本来安全であるべきところ」という言葉づかいをすることに読み取ることができる。権力が喪失するところに暴力が発生することの関係が、社会的に認識されていないためであろう。

対処の構図:

暴力事件への対処を、事例ごとに挙げてゆくのではなく、まず全体としての枠組みを設定したい。その際にモデルとなるのは、対人的な安全の確保を業務としている専門技能者、すなわち護衛官の見方である。護衛官の責務は、まず第一に危険な状況を作り出さない/陥らないことである。それらの配慮が失敗したときにのみ、格闘などの体術の必要が生まれるのである。全体構造の捉えかたであるが、「時間」、「空間」、「関係性」をもって考察したい。それにより、「危険な状態にならない」ことを作り出すことが可能となっていく。

暴力事件の現実:

以下のような現実の暴力事件について適応の方法を、「時間」、「空間」、「関係性」を基本に考えてみよう。 結果として「事件」になる場合でも、計画性のあるものと、偶発的なものとでは対応策も違ったものになる。

(1) 計画的犯罪

窃盗や痴漢、誘拐など、犯罪を行う意図をもつ人物 がいる場合でも、犯罪行為が可能となる条件が整わな ければ行為は現実化しない。

夜間に人通りがない道を独り歩きしない、というだけでも、条件は崩されることになる。

性犯罪

電車内のちかん、歩道での露出事件、ストーカー行為、もしくはクルマに連れ込まれ誘拐される等の性犯罪は、計画性のある犯罪である。したがって、計画する者の意図が理解できれば、自ずと基本的な防御方法も想定されうる。

このような犯罪の例について、いくつか見ていこう。 ここでの[問題構造]とは、被害に遭う側にとっての 視点からのものを主としている。

電車内でのちかん:

[問題構造]

場所が密室であり、かつ不特定多数の人間が自由 に存在できるという点であることを、きちんと認 識しているかどうかである。

[自己の対応]

女性専用車両が利用できる時間帯であれば、そう することによって「空間」的に防ぐことが可能で ある。そうでない場合、挙動の怪しい者は、多くの場合ホームに並んでいる時点から視線が動いていると言われている。早めにホームに着き、観察することによって、こうした人間に近付かないようにする、「関係性」を持たないようにすべきである。また、ちかんに遭いやすい社内の位置もあるので、そうした場所には立たないことが基本である。

もちろん犯罪であるので、警察官、駅員、場合に よっては周囲に助けを求めるべきである。

エレベーターがきっかけになる犯罪:

[問題構造]

集合住宅のエレベーターも密室であり、最近は オートロックのマンションが増えたとはいえ、事 実上不特定多数の人間が利用できることが多い。 安全な「場」でない、むしろ危険を作り出す要因 として捉えるべきである。

「自己の対応]

例えば、怪しい人物が乗っていたら、そのエレベーターを乗り過ごす、また途中から乗られた場合は次の階で降りる。自分の部屋が何階であるか特定されないため、いったん別の階で降りて階段で移動するなどが考えられるが、「時間」、「空間」、「関係性」、多方面の施策が考えられ、また防犯には必要とされるケースである。

危険と判断した場合は、警察に相談すべき内容である。多くの場合。類似事件の情報を警察は持っており、場合によっては犯人の検挙につながることもある。

レイプ/ストーカー行為:

[問題構造]

残念ながら、統計的にこうした犯罪が一定に存在している現実がある。ここでは、人間性に本質的に存在する問題なのか、社会的要因があって生起する行為なのを別として、対応について述べたい。自分だけは安全ということはありえないと認識しなければならない。セコムが行った女性 135 人へのアンケートによると、85 人がなんらかのちかん被害にあったという結果がある。約63%という確率である。(セコム株式会社 働く女性の安

全委員会、『ライフスタイル Woman360°』、18ページ、本の泉社、2008年)

[自己の対応]

こうした犯罪行為が可能になる条件を決して作り 出さないようにすることである。

まず、第一にストーカー行為に及ぶ前に一定の「関係性」を求めてくることがあるので、この段階で、関係性を拒否する、「間を外す」ことをすべきである。レイプ事件のような場合でも、まったく見ず知らずの人間よりも実際には知人からの被害が多いとされる。安易に知り合いだからといって、部屋の中で二人きりなるような「空間」を作らない。また、夜一人歩きをしないことのように、「時間」的要因も大きい問題である。もし、夜間歩く場合でも、常に数メートル以内にコンビニのように逃げ込める場所がある道だけを歩くようにするだけで被害を防げる可能性が高くなる。これも「空間」的なアプローチである。

もちろん、警察の支援の必要な犯罪である。警察 で行っている、防犯ブザーの使い方の講演等もシ ミュレーション効果を期待できると考える。

誘拐:

[問題構造]

誘拐は金銭的な動機によるものや性的犯罪が考えられるが、暴力的に身体を拘束されるわけだから、極めて危険な状態と言える。ただ、それだけに、誘拐行為が成立する「時間」、「空間」、犯人との「関係性」も限定されてくる。

[自己の対応]

誘拐には、多くの場合自動車が使用される。とすれば、自動車による犯罪が起きやすい条件の例示・検討、複数の帰宅経路の設定、安全マップの制作は不可欠である。(小宮信夫、「犯罪に強いまちづくりの理論と実践」、51ページ、イマジン出版、2006年) 護衛官の常識では、複数の帰宅経路の設定は当然と考えられている。

強盗:

[問題構造]

金銭を目的した犯罪は、貧富の格差、経済不安等の理由からなくならない。最近の警察白書にも、

窃盗等の犯罪は増加傾向にある。

[自己の対応]

これも前項と同じく「安全マップ」の制作が必要 である。強盗に会ったら、どうするかではなく、 いかに遭遇しない環境内に自分の身を置くかが重 要である。

強盗も、誘拐も、「時間」のずれ、「空間」の危険 性回避、目立たないようにする等の「関係性」の 予防的対応策は考えられる。警察組織の援助を第 一義に必要とする犯罪である。

これ以外にも想定される暴力事件、カテゴリーはありえるが、今後の研究により、分析、対応を含め、より精緻化を図りたい。

(2) けんかや傷害事件

バーコウィッツの攻撃手がかり説によるように、一 時的な感情による突発的な事件は、きっかけを作り出 さない配慮によって防ぐことができる可能性が高い。

例えば、酔っぱらいの「からみ」を考えてみると、 視線が合ってしまったがゆえに「暴言」による攻撃が なされることがある。できるだけ遠ざかり、最低限関 係性を持たないことで対応することができる。

直接的対処:

実際に犯罪や暴力行為に巻き込まれてしまった場合、直接的に自分の身体を守ることが必要となるが、 護身術のトレーニングには2つの意味がある。

第一は、状況のシミュレーションとなることである。 特に、予想もしない事態になることは心理的なパニックを誘い、声を上げる、助けを求める、逃げるなどの 本来できるべきこともできない状態に陥る可能性がある。トレーニングはその予防となりえる。

もうひとつは、実際に相手の攻撃を受け止め反撃することであるが、加害者に格闘術などの心得がある場合はむしろまれと考えられるので、トレーニングによって身につけた技術が実際に有効となる可能性もある。また、実際の「体力差」を知る機会にもなりうるよう、シミュレーションをプログラムにいれることも考えたい。

一方、手がかり説やモデリング理論のように、トレーニングの結果自体がきっかけを生む可能性には注

意が必要である。

2. 2. 情報生活の危険: 安全に IT を使う

インターネットがインフラとなった社会では、技術と社会の安全の問題がより重要になってきている。情報生活の基本構造を考えると、本来、緻密で複雑なコンピュータ、ネットワーク機器が、まったく普通の家庭の環境にも入り込んで来ている。別の言い方をすると、そうした「機器類」が見えなくなってきて、インターネット等を中心にした、情報インフラがそのまま生活の一部になってきている。情報生活の危険性がここに存在する。

以前であれば、コンピュータを使う者は専門家であり、ネットワークを利用する以上、それに見合った対処能力を有していた。現在のように、技術知識もほとんどなく、技術の本質も理解しないまま、人類史的に見て最大級のネットワークを「無防備」に無意識に利用して生活に取り入れるということが、情報生活の本質的な危うさを生んでいる。

問題の専門性の高さと実効の必要性からみて、(1) なにが問題なのか、(2) 自ら対処すべきことは何なのか、(3) 専門家に任せるべきこと、の3点を判断できる能力の獲得を目的としたい。

2. 2. 1 暴力としての危険性

暴力または犯罪行為に巻き込まれるリスクも情報社 会にはある。

(1) 誹謗・中傷:

[問題構造]

通常の世界では、相手を非難する場合、一対一の 関係が作られる。「私」が「あなた」を非難する わけである。ところが、インターネットの世界で は、一対多数という関係が容易に作られてしま う。「学校裏サイト」が社会問題になっているが、 本来それぞれのサイトは単なる情報交換のために あったものである。一対多数ということが非難を 過激化させてしまいがちである。

また、匿名性による無言の圧迫が、「みんなが私 を非難している」という状態を作り出しやすくし ている。心理的な圧迫は、暴力と同じ苦痛をもた らすものである。

[自己の対応]

本来情報の交流であるわけだから「私」という主体を出せるようにすべきで、そうした民主的で安全な「場」のみを対象にするか、対話構造をいかに築くようにしていくかが、参加者個人個人に問われている。

基本的には、イジメの問題の一種であることを認識する、自分の人格の独立性を意識すること、ネットワークが当たり前の感覚が簡単に"孤独"に結びつくことなど、ネットが社会であることをまず認識し、社会人たることを常に心がけることが必要である。

[専門家への依頼]

イジメの場に巻き込まれたら、その場自体についてはプロバイダー等管理者に閉鎖を依頼すべきである。また、第三者機関に訴える方法もある。法的に見て明らかに脅迫に該当する際は警察に通告する。

(2) 詐欺:

[問題構造]

インターネットの技術がより犯罪を容易にしている。一つには、インターネットの匿名性のために 詐欺の相手を突き止めることが難しいという問題 がある。また、現物を見せず、説明と写真での取 引であるため、実際にどんな「もの」があるのか、 もしくはないのかも、事前に確認しづらいものと なっている。

[自己の対応]

相手を明確にできるような場合のみ「取り引き」をすべきである。Yahoo オークション等、その"場"を管理する責任者がいる場合、相手が企業であれば企業情報が、個人でもなるべく明確になるように組織化の努力がなされている。そのような"場"を利用することにより、詐欺に会う確率は大きく減らすことが可能である。

もし、品物に不安がある場合、組織している側に、 補償制度があるか、相手への入金が品物到着後に なされるサービスがあるかどうかを確認し、利用す る。

[専門家への依頼]

ネット・オークションなどであれば、詐欺である

と疑われる場合は即座に専門家である管理者に連絡すべきで、詐欺であるなら、警察に被害届けを 出す必要がある。

(3) ウイルス問題:

[問題構造]

現在のネットワーク利用者の多くが、「ウイルス」 の技術的実体を知らないまま不安をかかえてい る。ウィルスのプログラムとしての技術特性を知 ることから実効のある対処が可能になる。

[自己の対応]

ウイルスはなぜ作られ、どのような経路で配布され、どのような作用をコンピュータにもたらし、どんな被害があるかをまず知る必要がある。

その上で、自らできる対応策としては、自分のパソコンに、きちんとした大手ベンダーのワクチンソフトをインストールし、毎日パターンファイルをアップデートすることを理解する。OS、アプリケーションのセキュリティ・アップデートの更新も不可欠である。

「専門家への依頼]

自己による対応をこえて、サーバーがワームに感染した場合や、WEBサーバーがウイルス元である場合など、専門家への対応依頼が必要となる場合についての知識も必要である。

2. 2. 2 情報生活特有の危険性

インターネットは、国家や企業・学校のような秩序を持たず、全体として管理する制度がなく、特有の問題状況が生まれやすい。

(1) 出会い系の問題:

[問題構造]

実生活が忙しい OL やサラリーマン、高齢者が 社会環境の変化の中で、自然な出会いの場がな くなってきたことが「出会い系」を生んだ。ア メリカのように個人主義の徹底している社会で 「Mating」というサイトが発達したのは自然なこ とであろう。

しかし、本来、学校やサークルといった交流の場を持っているティーンエイジャーが、大量に、安 易に利用したことによって、それが別の意味を 持ってしまっていることに問題がある。 詐欺的 サービスサイトの存在、売春に結びつきやすい環 境、それへの参加の容易性に問題の本質がある。

「自己の対応]

この問題は、個人でなく、家族の問題として考えるべきである。なぜなら、ティーンエイジャー自身に十分な判断力がないため、安易に参加しているからと思われるからである。指導、見守る側が、危険な不審者の見分けが付きにくいことや、「知らない人に付いていかない」と同様の姿勢が当然であること、「援助交際」は違法である等を、話し合う場を設けるべきである。

[専門家への依頼]

ケースワーカーやカウンセラーへの依頼が必要な場合もあり、犯罪行為が明らかになった場合は、 警察の支援を求める。

(2) 個人情報の保護:

[問題構造]

通常の世界では断片化された情報は断片化された ままで終わることが多いが、インターネット上の 情報は、断片化された情報を1つのまとまった大 きな情報にすることが容易である。例えば、個人 情報をいくつか連携させていくと、その個人のほ ぼ全般の情報が入手できることが多々ありうる。 場合によっては、家族全員の名前さえ入手されて しまうこともある。これを悪用されるリスクが情 報生活では高いのである。それは、なりすましで あったり、個人への攻撃であったりする。

インターネットでは、どんな情報も公開される傾向があること、それによるリスクもあることを認識しなければならない。例えば、「Googleマップストリートビュー」というサービスがあり、使用方法によっては大変便利だが、同時に空き巣の事前調査に使われるのではないかという批判もある。情報が公開され、より豊かな社会になっていくのと同時に、想定していない相手から攻撃を受けるリスクもまた高まっているのである。

「自己の対応]

情報が公開されることのリスクを常に考えなければならないという認識が必要である。ブログでどこそこのパン屋のカスタードクリーム・パンがお

いしいと書かれれば、そのお店にとっては、それは大きな宣伝材料になるだろうし、情報の公開は、社会全体から見れば、豊かさを増す行為と考えられるが、同時に、リスクも伴う行為であり、トレードオフの関係も成り立つのである。

情報については、それらの効用とリスクを常に考慮し、コントロールすべき情報は流出を防がなければならない。

[専門家への依頼]

非難中傷であれば第三者機関、犯罪であれば警察に被害届けを出さなければならない。

(3) データの損失:

[問題構造]

現代は、データが「富の源泉」の時代でもある。 個人のデータも大切な財産である。現在のように デジタルカメラが普及していると、データ損失が、 大切な思い出を一瞬でなくしてしまうこととなる 可能性もある。

ビジネス上では多大な損失につながることを認識 しなければならない。携帯電話の紛失、Eメール の送信ミス、ウィニーによるデータ流出、これら は社会的・経済的に大きな危険を伴いうることを 強く認識すべきである。

一方で、データ損失が非常に容易に起きやすいの が、コンピュータ技術の特徴である。

[自己の対応]

技術上のしっかりした理解が必要である。"災難"であることを認識し、コンピュータは壊れやすいものである。パソコン、携帯電話の持ち運びには細心の注意を払う。ノートパソコンを電車の網棚に置くことを禁じている企業もある。

USB メモリ等こまめにバックアップし、サーバー があればサーバーにデータを残す習慣が必須である。

[専門家への依頼]

故障等の場合、高価であるが、データの復元を専 門とする企業もある。

2. 2. 3 情報生活の環境

情報生活を次のように、人間、身体、環境面からと らえてみる必要がある。

(1) ハードウェアトラブル:

[問題構告]

現在では情報機器が、どんどん機械として「消えて」機械として見なされていないのではないだろうか。実際には、高電圧が使われ、デリケートな存在で、より稠密化された機器であり、適切な取り扱いや「手入れ」が必要である。

[自己の対応]

コンピュータ、情報機器は精密機械であることを 自覚しなければならない。水はもちろん、熱、振 動にも弱い。リチウム電池は生命に関わる爆発的 な燃焼を起こす事故もある。

[専門家への依頼]

修理、メンテナンスはプロに依頼すべき内容である。

(2) VDT 障害、中毒化:

「問題構造]

コンピュータ、情報機器はいうまでもなく、機械である。安定して使われるよう、構造上丈夫なところは十分長時間安定して使用に耐えるように設計されている。反面、使用する側は人間・体であり、頭以外の、指、手、腰、その他全般の身体性を備えた存在である。健康状態という問題も考えなければならない。

[自己の対応]

「副作用」があることを認識すべきで、長時間継続してコンピュータを使わない、ドライアイにならないように見つめすぎない等が考えられる。マウスは腱鞘炎の原因ともなる。インターネットウォッチやメール、ネットゲーム等、自分に依存性があるかどうかを確認する必要がある。

「専門家への依頼〕

視力の定期的な検査や、体の不調時は医師による 診断が必要である。

教育プログラムとしては、事例志向型の構成として、 計画すべきだろう。

今後の研究に向けて

本稿において実験的に取り上げた2つの研究/教育領域の内容については、今後実際の教育プログラムとなるように精密化してゆく必要がある。また、次の段階としてどのような領域を取り上げるかについても、先にあげたいくつかの候補事例にとらわれず、再検討の必要がある。

20世紀後半に生まれた総合学は、現実の社会構造の複雑化・高度化に対応するものであるが、安全を核とした学を、そのひとつの領域として措定し、実現することの妥当性をここに問いたいと考えるものである。

参考文献:

- 警察庁、『平成20年版警察白書』、ぎょうせい、2008
- 小宮 信夫、『犯罪は「この場所」で起こる(光文社新書)』、 光文社、2005
- 小宮 信夫、『安全はこうして守る 現場で本当に役立つ 防犯の話』、ぎょうせい、2007
- 小宮 信夫、『犯人目線に立て! ― 危険予測のノウハウ』、 PHP 研究所、2007
- 小宮信夫、『犯罪に強いまちづくりの理論と実践―地域安 全マップの正しいつくり方』、イマジン出版、2006
- 小宮信夫、『別冊宝島『徹底検証!子どもは「この場所」 で犠牲になった』(別冊宝島(1312))』、宝島社、 2006
- 清永 賢二、大野隆造、『暮らしの防犯と防災』、放送大学 教育振興会、2006
- 清永 賢二、『防犯先生の子ども安全マニュアル』、東洋経 済出版社、2008
- 清永 賢二、宮田美恵子、村上信夫、『子どもの安全はこう して守る!』、グラフ社、2006
- セコム IS 研究所、『セコムが教える防犯プロのアドバイス』、 日経 BP 社、2006
- セコム働く女性の安全委員会、『ライフスタイルWoman360° — タイプ別にみる働く女性の防犯対策』、本の泉社、 2008
- 塚田 孝則、『企業を守るセキュリティポリシーとリスク 第 2版』、日経 BP 社、2003
- 佐伯 幸子、『父が娘に読ませたい「安全作法」の心得』、中 経出版、2001
- 佐伯 幸子、『ヘンな人、危ない人から身を守る 知的護 身術のすすめ』、並木書房、1997